
第3回 大山町議会定例会会議録（第5日）

平成27年3月24日（火曜日）

議事日程

平成27年3月24日（火曜日）午前9時30分 開議

1 開議宣告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 大山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 大山町林業振興センター条例を廃止する条例について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 大山町御来屋漁村センター条例を廃止する条例について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 大山町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 大山町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について |

日程第 15	議案第 17 号	大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 18 号	大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 19 号	大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 20 号	大山町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 19	議案第 21 号	大山町赤松辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 20	議案第 22 号	大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 21	議案第 23 号	大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 22	議案第 24 号	大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 23	議案第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）
日程第 24	議案第 26 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）
日程第 25	議案第 27 号	平成 27 年度大山町一般会計予算
日程第 26	議案第 28 号	平成 27 年度大山町土地取得特別会計予算
日程第 27	議案第 29 号	平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 28	議案第 30 号	平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
日程第 29	議案第 31 号	平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
日程第 30	議案第 32 号	平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
日程第 31	議案第 33 号	平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算
日程第 32	議案第 34 号	平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 33	議案第 35 号	平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 34	議案第 36 号	平成 27 年度大山町介護保険特別会計予算
日程第 35	議案第 37 号	平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 36	議案第 38 号	平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 37	議案第 39 号	平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 38	議案第 40 号	平成 27 年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 39	議案第 41 号	平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 40	議案第 42 号	平成 27 年度大山町索道事業特別会計予算

- 日程第 41 議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 58 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）
- 日程第 43 議案第 59 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 44 議案第 60 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 45 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 46 陳情第 1 号 教科書採択改善のために、総合教育会議(設置)の準備に関する陳情について
- 日程第 47 陳情第 2 号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情
- 日程第 48 議会基本条例調査特別委員会の調査結果報告について
- 日程第 49 発議案第 1 号 大山町議会基本条例の制定について
- 日程第 50 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 51 発議案第 3 号 大山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 52 発議案第 4 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 53 委員会の閉会中の継続審査について（総務常任委員会）
- 日程第 54 委員会の閉会中の継続審査について（総務常任委員会）
- 日程第 55 委員会の閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）
- 日程第 56 委員会の閉会中の継続調査について（総務常任委員会）
- 日程第 57 委員会の閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）
- 日程第 58 委員会の閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）
- 日程第 59 委員会の閉会中の継続調査について（広報常任委員会）
- 日程第 60 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之

2 番 大 原 広 巳

3番	大 杖 正 彦	4番	遠 藤 幸 子
5番	圓 岡 伸 夫	6番	米 本 隆 記
7番	大 森 正 治	8番	杉 谷 洋 一
9番	野 口 昌 作	10番	近 藤 大 介
11番	西 尾 寿 博	12番	吉 原 美 智 恵
13番	岩 井 美 保 子	14番	岡 田 聡
15番	西 山 富 三 郎	16番	野 口 俊 明

----- . ----- . -----
 欠席議員(なし)

----- . ----- . -----
 欠員(なし)

----- . ----- . -----
 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

----- . ----- . -----
 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠	
社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫	幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄
中山支所総合窓口課長…杉 本 美 鈴	大山支所総合窓口課長…門 脇 英 之
企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘	税務課長…………野 間 一 成
建設課長 ……………野 坂 友 晴	水道課長 ……………白 石 貴 和
農林水産課長…………山 下 一 郎	農業委員会事務局……田 中 延 明
福祉介護課長 ……………持 田 隆 昌	保健課長 ……………後 藤 英 紀
観光商工課長兼大山町地方創生本部事務局長……………福 留 弘 明	
観光商工課参事 ……………齋 藤 淳	人権推進課長……………松 田 博 明
地籍調査課長 ……………野 口 尚 登	住民生活課長 ……………森 田 典 子
会計管理者 ……………岡 田 栄	

----- . ----- . -----
 午前9時30分 開会

開議宣告

○議長(野口 俊明君) おはようございます。3月定例会も、いよいよ本日が最終日

となりました。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第3号

○議長（野口 俊明君） これから日程第1、議案第3号 大山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、あっ、失礼。次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号

○議長（野口 俊明君） これから日程第2、議案第4号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 5 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 3、議案第 5 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 4 議案第 6 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 4、議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 5 議案第 7

○議長（野口 俊明君） これから日程第 5、議案第 7 号 大山町林業振興センター条例を廃止する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第6 議案第8号

○議長（野口 俊明君） これから日程第6、議案第8号 大山町御来屋漁村センター
条例を廃止する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第7 議案第9号

○議長（野口 俊明君） これから日程第7、議案第9号 大山町手数料条例の一部を
改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○議長（野口 俊明君） これから日程第8、議案第10号 大山町行政手続条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

○議長（野口 俊明君） これから日程第9、議案第11号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 反対討論ですね。反対討論？はい、10番 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 議案第11号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

この後、27年度の一般会計予算及び国民健康保険特別会計の採決がなされますが、今回国保の特別会計で非常に大きな問題議論が起きております。というのは、ここ6年の間に国保の会計の累積の赤字は、4億6,000万円。ついに27年度は一般会計から5,000万円の基金を繰り入れしなければ、国保の会計を維持できないという破たんした国保運営が今なされています。私たち議員はそういった状態を黙認してきた、そういう責任があると思います。私は本来、議員の報酬はこの地方分権の時代にあってしっかりと政策を勉強し住民に説明する上では、現在の報酬では、なかなか

か若い世代の立候補が難しい、そういう意味で議員報酬はもっと引き上げるべきだと考えておりますが、今回このような国保の財政破たんを招いている状況のなかで、月額一人当たり議員では 6,000 円、議長では 8,000 円とそう大きな引き上げではありませんけども、議会の議員の報酬引き上げが住民の皆さんに理解していただける状況ではないと判断しこの条例案に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

この改正条例は議員の月額報酬平均 2.69%、金額にして議長は 8,000 円、委員長並びに議員は 6,000 円引き上げるというものであります。今の経済状況を考えますと、年金は削減され物価は上がって消費税も増税されるなかで実質賃金は、19 か月連続マイナスとなっており、地方での景気回復の実感はありません。町民の現在の生活実態を考慮するならば、12 年前の報酬に戻すものとは言いましても、この時期に議員報酬を引き上げることは到底町民の皆さんの理解は得られないと考えます。よって、本条例に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

ありませんか。他に討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 11 号に反対いたします。現在、議会では大山町議会基本条例を制定しようとしています。この中の 17 条の 2 項で議員定数または、議員報酬の改定にあたっては行政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来展望、ここからが大切ですけれども、町民の多様な意見を考慮しなければならないとあります。今回、町長が提案する 4 月 1 日の施行では、町民の多様な意見を考慮する時間が足りないと思います。私は 3 カ月、4 カ月でも延ばして議会主催の説明会か意見交換会を開催し、住民の方の理解を得ることが必要だと思うので、4 月 1 日の施行で提案されているこの議案第 11 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたします。地方分権とは、国と地方の役割り分担を意味します。私ども市町村は、住民に身近な地方政府です。地方政府という自覚をみんなで持ちましょう。自治立法権、自治財政権等研究すべき事項がたくさんあります。市町村があって国が存在します。報酬は、反対給付と言います。その職務に対して返ってくるのが報酬です。我々の仕事が大きくなれば大きくなるほど報酬が上がるのは当然です。そのことを反対給付と言います。

全国の町村議長会、副議長会に出席しましても報酬は安いよ、議員を減らしたらいかんよというのが全国のレベルです。全国の監査委員研修会に行きましても、同じことです。町村議員の報酬が少ないよ、議員を減らしたらいけないよ、充分監視しながらその町を立派にこなさいという研修を度々受けてきます。報酬をいただき、若い議員を育てるためにもここで決断をし、報酬は値上げに賛成すべきであります。よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第10 議案第12号

○議長（野口 俊明君） これから日程第10、議案第12号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本条例案は、町長、副町長、教育長といった特別職の報酬を引き上げる改正案でございます。先ほど申し上げましたように、現在国民健康保険の特別会計は、破たんしたような状態であります。こういった状態、会計

運営をしてきた執行部の責任は重たいと私は感じます。

そういう状況の中で、執行部、特別職の報酬は引き上げられるべきではないと考えますので、本案に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番、反対討論。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。大森 正治君

○議員（7番 大森 正治君） この大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

この改正条例は町長、副町長、教育長の給料月額を平均 2.53%、金額にして町長は 2 万円、副町長は 1.6 万円、教育長は 1.5 万円引き上げるというものであります。先ほどの議員報酬と同じように、今の経済状況を考えますと年金は削減され、物価は上がって消費税も増税されるなかで実質賃金は 19 カ月、連続マイナスとなっており地方での景気回復の実感はありません。

地方の経済状況から町民の現在の生活実態を考慮するならば、一般職の場合とは異なりこの時期に特別職の給与を引き上げるとは到底町民の理解を皆さんの理解は得られないというふうに考えます。

また、引き上げ理由の一つに地方創生によるこれまで以上の職務の重大さが挙げられていますが、職務の重大さ、これについてはいつの時期でも同じことであろうと思います。それで納得できる理由にはなりません。よって本条例に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。賛成討論。

○議長（野口 俊明君） 待ってください。そういたしますと、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

（「反対、賛成は交互でないといけんじゃないですか。」「そんなことないよ」と発言するものあり）

○議長（野口 俊明君） あっ、失礼。今、大森議員だったかな。次……。西山 議員は賛成討論？

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成です。

○議長（野口 俊明君） はい、そういたしますと、圓岡議員待ってください。15番 西山富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたします。みなさんよく考えなさいよ。町長はたった一人であったわけじゃないですよ。選挙で選ばれてなっておるんですよ。町民が選んだ町長でしょう。一生懸命頑張っておるじゃないですか。これを民主主義的政党制と言うんですよ。日本の国は民主主義ですよ。大山町も民主主義です。勝手に町長が手を上げてなったわけでない。いろいろ政策を訴えて、厳しい選挙をしたなかで選ばれて真面目にやっているのじゃないですか。

さらにやはり町長一人ではいけませんから、副町長や教育長が補佐をして誤りのないまちづくりの主要な3本の柱ですから、それに対して西部の町村会では新報酬審議会があります。報酬審議会が西部の全町村、上げてもいいのではないですかという答申ですから、やはり答申の意見も聞かなきゃなりませんよ。町民の意見も聞かなきゃなりませんよ。それが大人の議会です。大人になろうではありませんか。賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第12号に反対いたします。町の財政は決して豊かではありません。今後扶助費の増加や公共インフラの維持管理など多額の費用が見込まれるときに、本当に町長の給与を月額79万円から81万円に2万円ではありますけれども、引き上げなければならないのでしょうか。とりあえず町の財政を見た時、現状のままにすべきだと思います。

先ほど西山議員のほうから報酬審議会の話が出ましたけれども、以前矢祭町の元町長である根本町長がここ山陰に講演に来られた時に、町長が言われたのは、報酬審議会の答申が出たからといってそれを鵜呑みにしてはいけません。私が報酬審議会を招集するときに、当然理解を得る人を審議会のメンバーに選びます。そのなかに反対の人を1人ぐらい入れてそこでガス抜きをします。そういうことを講演の中で言われました。実際、先ほど大森議員のほうから話は出ましたけれども、本当に今皆さんの生活は大変だと思います。そういった中で、現状のまま据え置くべきだと私は思いますので、この議案第12号に反対をいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 副町長。

○副町長（小西 正記君） 先ほどの発言の中で・・・休憩お願いします。

○議長（野口 俊明君） 休憩します。

午前 9 時 55 分

午前 10 時

○議長（野口 俊明君） それでは再開いたします。

次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 議長、3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大杖 正彦君。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 私は賛成の立場で討論をいたします。この給与の引き上げは、引き上げではなく削減された、行政改革の削減された金額が元に戻されたという内容だということをもまず認識していただきたい。

先ほど西山議員からのお話にありましたように、地方分権により地方自治体の役割や重要性はさらに高まっている時代でございます。そうした、より豊かな、そして安心安全なまちづくりに携わる人方の重い任務に対する当然の対価じゃないかと私は思っておりますので、賛成いたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 賛成多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第 11 議案第 13 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 11、議案第 13 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 13 号に反対をいたします。平成 26 年度各徴収金の徴収実績一覧表の 2 月 18 日速報値では介護保険料の本年度の徴収率は 82.84%で国保税よりも 8 ポイントも低い値を示しています。これは今でも介護保険料が高いことを示しているのではないのでしょうか。

安倍内閣はアベノミクスで 2.7%もの物価上昇を引き起こしておきながら、年金は

この4月から0.9%しか引き上げず、実質の削減を行います。そこに介護保険料の天引きです。今後の生活に不安を訴えられる方もおられます。そういう声を届けるためにもこの議案第13号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに・・

〔「議長、反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） いや、討論ありませんかと言ったらなしということだったので。採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号

○議長（野口 俊明君） これから日程第12、議案第14号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 13、議案第 15 号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 14 議案第 16 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 14、議案第 16 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 15 議案第 17 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 15、議案第 17 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 18 号

○議長(野口 俊明君) これから日程第 16、議案第 18 号 大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 19 号

○議長(野口 俊明君) これから日程第 17、議案第 19 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 20 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 18、議案第 20 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 20 号に反対をいたします。

スクールバスの購入そのものに反対するわけではありませんが、質疑の中でも明らかになったように、文部科学省の予算で購入した場合には、一般町民の同乗ができません。これからは一つではなく、複数の目的で活用することが求められると思います。そのためには、伯耆町のように総務省の予算で購入すべきだと思いますので、この議案第 20 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 21 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 19、議案第 21 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 22 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 20、議案第 22 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 23 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 21、議案第 23 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 22 議案第 24 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 22、議案第 24 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 24 号に反対をいたします。この議案は 26 年度から 28 年度の 3 年間で、道路改良やトイレ整備に 1 億 3,698 万円かけるものです。

町民の中にはあの周辺に今後も約 1 億 3,700 万円ものお金をつぎ込むことに、快く思われない町民の方もおられます。国保会計への 5,000 万円の操出が問題になっていますが、それに負けないぐらいの問題だと思しますので、この議案第 24 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） この案でございますけれど、まあ神田をですね、山香荘をサッカー場をとということですね、まあ以前の議会のほうでもだいぶ議論のなかで賛成ということで、大山町も交流人口を増やそうということで、こういうサッカー場ができました。まあそこに通じる道については、今、現在狭いような道です。やっぱりそこをもっともっと集客を増やす、あるいはたくさんの人に来てもらうためには、やはりこの道を広げることは我々議会としても大いに賛成して、この計画を町道にですね、大いに進めて欲しいなということで、私はこの案に対して賛成を申し上げます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 23 議案第 25 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 23、議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 24 議案第 26 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 24、議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 25 議案第 27 号～日程第 41 議案第 43 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 25、議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計予算から、日程第 41、議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計予算まで、計

17 議案を一括議題とします。

平成 27 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。

委員長 杉谷洋一君。

○平成 27 年度予算審査特別委員長（杉谷 洋一君） 報告させていただきます。

平成 27 年 3 月 9 日、平成 27 年第 3 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 27 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について、審査したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計予算

議案第 28 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計予算

議案第 29 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

議案第 31 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算

議案第 32 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算

議案第 34 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 35 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 36 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計予算

議案第 37 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計予算

議案第 39 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計予算

議案第 40 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計予算

議案第 41 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計予算

議案第 42 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計予算

議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計予算

についての審査の経過及び審査の結果の報告をいたします。

付託を受けた 17 議案について、分科会方式により、平成 27 年 3 月 11 日・12 日・13 日・16 日・17 日・19 日の 6 日間審査を行うとともに、20 日に全体会のまとめを委員全員で行なった。総務・教育民生・経済建設の 3 つの分科会から、それぞれ所管の審査報告を受けたのち、質疑、討論を行ったあと、挙手による採決の結果、付託された 17 議案のうち、議案第 27 号 平成 27 年度一般会計予算を否決すべきと決し、その他の議案はすべて可とすべきものと決した。

議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計の審査では、3 分科会のうち、教育民生と経済建設の 2 つの分科会から修正案が出された。教育民生分科会の修正案は、国民健康保険特別会計への繰出金 5,000 万円を 0 円にするという修正内容で、繰入れ

を受ける議案第 33 号 大山町国民健康保険特別会計は否決する報告であった。全体会で国保会計が可決されれば、一般会計の修正案は取り下げるので、国保会計から採決されたいと申し出があったため、初めに国保会計を採決したところ、賛成 8 人の多数で可決された。したがって教育民生分科会の修正案は取り下げとなった。

もう一つの一般会計の修正案は、経済建設分科会が観光費の負担金補助及び交付金 4,132 万円のうち 1,000 万円を減じるものであり、採決の結果、賛成 3 人の少数で修正案は否決された。

最後に、一般会計の原案について採決したところ、賛成 7 人の少数で否決された。

4. 委員会ですた他の報告をいたします。

議案第 29 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、徴収するのが難しい人が残っている現状は理解するが、27 年度から税務課の滞納対策室で収納することになり、一層の努力を求める。

議案第 33 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算、27 年度は基金 7,000 万円を全額補てんしても 5,000 万円不足することとなった。28 年度からは基金が全くないので、町民に呼びかけて不必要な受診を控えてもらったり、健康づくりに努め、医療費を使わないよう協力を求めることが不可欠である。また国保税はなかなかシュミレーションするのが難しいというが、説明が不十分である。議員にも町民にも丁寧な説明が必要であり、一般財源の法定外繰り入れで対応することは望ましくないという意見も出たが、低所得者の被保険者が多数を占める国保加入者へ、これ以上の負担を強いることはできないという意見も出された。

議案第 34 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算、1 月・2 月の受診者数も上がってきたとの報告を受けたが、わずかな増加でしかない。利用しないけど、なくすのは反対というのはいかがなものかという意見が出されたが、町民から大山診療所の存続と固定医確保の請願が提出され、保健課からは平成 27 年度以降の大山診療所の今後の経営方針が出されたので、推移を見守ることになった。

以上、報告を終わります。

○議長(野口 俊明君) これで平成 27 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

[「休憩」「休憩」と呼ぶ者ありと呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 休憩します。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 29 分 再開

○議長(野口 俊明君) そういたしますと再開いたします。

これから休憩に入ります。再開は 10 時 40 分とします。休憩します。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

議案第 27 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから、議案第 27 号 平成 27 年度大山町一般会計予算について討論を行う前に、西尾寿博議員外 5 人から、修正動議が提出されていますので、原案と併せて議題とします。修正案の説明を求めます。西尾寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） はい、議長。修正案の説明をいたします。

最初に、こういった議案を提出することはなかなか難しいなと感じましたが、今回 3 常任委員会で分割した審査結果に基づき、その常任委員会の委員長であります私の責任、あるいは常任委員会の責任をもった態度の表明ということで、こういう修正案の提出ということになりました。この修正案は一般会計予算書のなかで、まずこちらのほうがいいのか。一番最初の 1 条の 109 億 3,000 万円を 108 億 8,000 万円に改めます。そしてページをめくっていただいて、歳入のほうですが、75 款繰入金 3 億 9,602 万 7,000 円を 3 億 4,602 万 7,000 円、歳出のほうですが、15 款 5 ページです。民生費 26 億 9,398 万 6,000 円を 26 億 4,398 万 6,000 円、そのあと関係したところを、これはですね、33 号の 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算の中の一般会計からの 5,000 万の繰入れをゼロにするということから発生しており、このように一般会計を修正するというものです。

細かなことを言いますと、国保制度の構造的問題はあつたものの、本来保険会計は受益者のみの保険料で賄うべきものであり、これまで本町も一貫してその方針を通してきた。しかし、このたびの提案は、その原則を覆すものであり、他の保険加入者等の説明が不十分であると考えます。そういったことから教育民生常任委員会では、繰入れを一切反対というものではないものの、あり方についてもっと突っ込んだ、そして覚悟のあるメッセージと町民への、住民の方への説明が不足している。そして今後、将来的なこの会計の不足分をどのように賄っていくか、補っていくか、そしてそういった意味ではですね、一般会計からの繰入れによって投資的事業の衰退あるいは影響、そのようなことがなかなか見えてこないということで、このような修正提案をするものであります。以上です。

○議長（野口 俊明君） ただいま修正案の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認めこれで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案及び修正案のいずれも反対される方の発言を許します。次に、原案賛成者の発言を許します。次に、修正案賛成者の発言を許します。以下、順次討論が終結するまで繰り返します。

そういたしますと、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 失礼します。先ほど予算特別委員会での採決結果を報告させていただきました。これには予算特別委員会では、私、委員長は採決には加わることができずジレンマを感じストレスがたくさん溜まっています。敢えてここで 1 議員として討論に参戦させていただきます。よろしくお願いします。

この予算は多くの町民が 1 年間、安心安全にいきいきと暮らせ、町の発展につながる予算を考え執行部から提案されています。我々議員はありとあらゆることを考えて、自分には自分のそれぞれの考えも議員さんお持ちでしょうけどもやっぱりそれとは相反することもあるでしょう。けども我々議員は町民が安心して豊かに暮らせ活力ある元気なまちにするためには、町民の立場にたった議決をせねばなりません。この予算は 109 億円には、町民が安心して暮らせるまちづくりや本町の教育、観光、農業、土木、地方創生関係、いろいろな事業や、また職員さんの給料もあります。あるいは新年 4 月 1 日にはいろんな関係者の皆さんが、町の支払い金も含まれております。この中には、今議会で関心もっとも深く議論されている国民健康保険、減税のため 5,000 万円も予算計上してあります。一般財源から国民健康保険税、国民健康保険特別会計に投入することは法定外投入で国も禁止していますが、ここ最近、国もですね、国民健康保険税が、各いろいろな市町村が赤字ということで見ても見ぬふりをしております。鳥取県下の 19 市町村のうちですね、9 市町村もこの国民健康保険税軽減のため、予算を一般財源から投入しております。まあ鳥取県の鳥取、倉吉、米子市、境港市はもちろんのこと、大山町の近隣の琴浦、日吉津、伯耆町も投入しております。この予算を否決するということは、国民健康保険加入者の負担をさらに増やす方向に賛成することになるかというふうに私は思います。

国民健康保険税の個人負担が県下で今高い方から 2 番目です。議員の中にはですね、それが筋論通して県下で 1 番になってもやむを得んではないかなというような議員もおられます。皆さん、是非この大事な平成 27 年度予算、会計予算に賛成してください。また、今現在テレビを見ておられる町民の皆さん、皆さんはこの負担を強い

ることをどうお考えでしょうか。以上、終わります。

[場内、ざわつく]

○議長(野口 俊明君) 静かにお願いします。

次に、原案及び修正案のいずれも反対される方の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。

○議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員(7番 大森 正治君) 私は先ほどの修正案並びに平成 27 年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

本予算には、いろいろな子育て支援、そして子どもたちのすこやかな発達を促すための学校教育の条件整備、地域経済の活性化を促したり、住民が主人公のまちづくりを勧めたりする事業など、評価したい予算もあります。

とりわけ評価したい予算は、国保会計への 5,000 万円の法定外繰り入れです。これは国保被保険者の皆さんがとても高く納入に四苦八苦していらっしゃる国保税の引き上げをしないための最善の方策として私は評価するものであります。

しかし、一方無駄と思われる事業や見直しを検討しなければならない事業があります。観光費の中の街なみ環境整備事業は、長年大山の街なみを整備する事業として行われておりますが、このたびの予算のなかで、約 1,300 万円を計上されたスキー場、ポケットパーク、これは費用対効果が期待できず、不要不急の事業というふうに私は考えます。また同和対策関係の総予算は毎年変わることなく、平成 27 年度も約 1 億円計上してあります。同和問題の解決のために、国民的課題として 1969 年から始まった同和対策事業は、国、地方自治体合わせて 15 兆円が投入された結果、劣悪な地区の環境が改善され、結婚や進学、就職の問題も大きく改善されました。そして 13 年前の 2002 年 3 月に国の法律は完了し、同和地区に対する特別対策は終了しました。つまり社会問題としての同和問題は基本的に解決したということです。行政や学校がいつまでも特別対策を継続することは、同和地区をいつまでも残すことになり問題は解決しません。

本町の平成 27 年度の同和対策予算の中にも特別対策として、継続することには、特に合理性に欠ける事業があるというふうに思います。例えば、進学奨励交付金です。これは同和地区の高校、大学などへの進学者に奨学金として給付するものですが、今や子どもたちの貧困が広がる中で、地区の生徒だけに給付すべきものではありません。また、地区進出学習会も今では合理性のない事業と考えます。地区の小中学生を対象にした特別な学習会は必要ないと考えます。教員の長時間労働が問題になるなか、週 1 回の学習会は先生たちの多忙化に拍車をかけるものでもあります。

以上の点から、私は本予算に反対するものであります。

- 議長(野口 俊明君) 次に、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
次に原案・・

〔「上がってる」と呼ぶ者あり〕

- 議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。

○議長(野口 俊明君) はい、大きな声で言ってください。私、下を見てる時もありますので、分からないこともあります。3番 大杖正彦君。原案賛成者の発言です。

- 議員(3番 大杖 正彦君) 私は平成27年度一般会計予算原案に賛成の立場で討論させていただきます。

新年度予算、原案を否決することは、詳細については先ほど杉谷議員からの賛成討論にありましたように、町民の福祉サービスなど多くの事業を一時的ではありますがストップさせることとなります。これは暴挙ともいえる裁決でありまして町民の安心安全な暮らしを不安に貶めることにつながりかねません。否決を主張する議員の方々はこのことをどう町民の皆様にも説明されるのでしょうか。(「勉強不足ですよ」「静かにしてください」という声あり)先ほど議会は、町民の福祉向上を大きな課題のひとつとして議員の活動指針を謳った議員基本条例を上程したばかりでございます。新年度予算の大きなウエイトを占める町民福祉事業を含むこの原案を否決することは、町民から負託を受けた議員としては到底考えられないことであると考えます。

よって原案の賛成討論とします。議員の皆様、議会基本条例の条文作成にあたり特別委員会で、何度も重ねました特別委員会で、議論を熱い議論を重ねた自分たちで決めた条例を念頭におきまして、聡明な判断をお願いいたします。以上賛成討論といたします。

- 議長(野口 俊明君) 議員の皆さんをお願いしておきます。本日、皆様方は議会基本条例も上程されておるわけでありましたが、議員としてのマナー、これはしっかりと守っていただくということでもよろしくをお願いいたします。

そういたしますと続けていきます。修正案賛成者の発言をいたします。

- 議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。

○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。

- 議員(9番 野口 昌作君) 私は修正案賛成の立場で討論いたしますが、今大杖議員さんが討論されまして反対という事でしたが、私たちの、私も修正案の提案者になっていますが、考え方といたしましては、この国保会計に5,000万円の繰り出しというものを止めるという考え方の修正案でございます。ほかの土木費とか教育費とかほかの会計についてはなんらかまっております。それらについては私

も大賛成しておりますが、しかしこの国保会計に 5,000 万の繰り入れ、これだけはやめていただきたいという考え方から修正案を提案しております。そういうことでございますので、その点はよくご理解いただきたいと思えます。

それです、この 5,000 万円についてでございますけれども、国保会計につきましては元々国保会計だけでですね、解決していかねば、国保税とかその他のですね、国から県からの助成を受けながら解決していかねばいけないという立場にありまして、この一般会計、町の一般会計からの繰り出しということは、大体やってはいけないということになっておるわけでございます。それを、これまではずっと賢明な町側の、賢明な考え方でこれを止めておられました。繰り出しはなしでございました。私も繰り出しがないということは非常にいいなと。今の執行部はいい姿勢だなというぐあいに思っていたわけでございますけれども、今 27 年度の予算については、5,000 万円の繰り出しということを出してこられました。これまあ財政的に非常にひっ迫してきたからということでこういうことでございますけれども、元々この国保会計というのがですね、23 年からもずっと赤字であって、そして基金をずっと繰り入れてやっとやってきていたわけでございます。

それをですね、それをきちんとその分析せずに、分析すればやっぱりもっとほかの手当てというものが要するだろうということが考えられるわけですが、そういうことをやらなかったということが第一の原因じゃないかなというぐあいの思ったりいたします。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

そういうような分析をしてみますとですね、この際やはり 5,000 万円というのは、もうちょっと考えていただかねばいけないし、5,000 万円を出さないことによって、財源不足ということもおきるわけでございますけれども、これまあ元々のですね、国保会計だけの収支、均衡ということになれば税額のアップということもあり得るかもしれませんが、色々なまた支出のほうもですね、削減するという努力もしていただいてそういう事の中で国保会計を健全にさせていただき、そしてこの一般会計についてはですね、やはりこの 5,000 万円だけの特別な、法定外の支出ということは止める、会計原則に基づいたですね、予算を作ってください、予算を執行するという形での修正案でございます。どうかその点をご理解いただきまして、賛成いただけますように討論とさせていただきます。失礼いたしました。

〔拍手あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員(12番 吉原 美智恵君) 私は原案に賛成の立場で討論いたします。

まず予算審査委員会の中で、予算審査については主にこの健康保険税についての意見が出ましたのでまずはこれについてのまず意見を述べます。

国民健康保険は皆さんご承知のとおり、日本が誇りとする国民皆保険制度のもと市町村が運営している会計であります。対象の方はこれまで何度も議会でも研究いたしました。非正規雇用の方、年金受給者の方、退職されたおおむね60歳以上の方々であり、どうしても医療費がかさむ可能性が多い人たちが構成されております。年間所得も200万円以下の方が80%以上という弱者の立場にある人々の命綱ともいえる保険であります。そういう現状であります。

また医療費についても一人につき年間1万円に満たない人もおれば、思いがけない大病にかかり一人500万、600万の医療費がかかってしまう、そういう極めて予測不可能な会計であります。

この3年間保険税を引き上げ、トータルで2万4,655円の増となっています。そういう中で、加入者一人一人に責任を負わず受益者負担の考え方にも限界があり、これ以上保険税の負担を強いるに忍びないという行政の判断が行われ、手法として先ほどもありましたように、11市町村のうち9市町村が苦肉の策として取り入れている法定外繰入をこの本予算に計上されたものであります。法定外繰入をしない修正案を通し、原案を通さないということになれば行政はこれを民意として保険税を課税する予算立てをしても仕方ありません。暫定予算を組めばいいという乱暴な意見もあるようですが、人件費、物件費の一部とか継続事業に限定されるのが暫定予算の考え方です。ですので、私はこの本予算案を通して、なんとか健全な国保会計を守っていく、そして私たち議会の務めは、この破綻目前のような国保会計について、国に対して各自治体がさらなる国保支援の拡充を訴えていくべきと考えます。以上で原案に賛成の討論を終わります。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に、原案及び修正案のいずれも反対される方の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。

〔「これは、議長、原案に対しての反対もいいんですね」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 原案及び修正案のいずれも。

〔「いずれもでしょ」「全員協議会で説明しましたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) はい、そうですよ。

〔「じゃあ、原案に対して反対の討論は・・・」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 修正案賛成者の発言でございます。
〔「修正案賛成・・・」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） はい、米本隆記君。
〔「原案及び修正案反対ですね」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） ええ、原案及び修正案のいずれも反対される方の発言で。
〔「違います」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） はい、今のは訂正ということであります。
次に原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
〔「修正案に賛成はなかった」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） いや順番ですから。次に修正案に賛成者の発言を許します。
討論はありませんか。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。
- 議長（野口 俊明君） 6 番 米本 隆記君。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 私はこの修正案に賛成の立場で討論に参加させていただきまします。もともと議員は町民から選ばれたものですが、すべてを任せられるわけではないと私は思っております。町民の代表としてこの議場で何事にも決定する権利はありますが、それは公平公正な町民の暮らしを守ることが求められるからだと思います。
- しかし、今予算は、国民健康保険特別会計補正への 5,000 万円の繰り出しがあり、この国民健康保険の対象者はおおよそ 6,000 人弱です。町民 1 万 7,000 人強の町に対して約三分の一が国民健康保険特別会計の対象者となっています。
- 先ほどからよく話に出ております、議会基本条例で決まっているからどうかということがありますが、これはまだ日程に載っている段階でありまして、まだ上程もされていませんし、議決もされておられません。そのことは十分理解してください。
- 先日の近藤議員の一般質問の中でもありましたように、この予算につきましても私は三つの大きな疑問がありますし、間違いがあると思うんです。本当に町民の皆さんが、この健康保険の赤字補てんにつきましてもですか、1 億 2,000 万あります。その中で、7,000 万円を基金を取り崩して全額使うという事。そして一般会計からの繰り入れが 5,000 万あるということが第 1 の問題でありますし、この 5,000 万円を繰り入れるにつきましても本当に町民の皆さんが理解していただけるのか、説明をしてきたのか。
- そうしてもう一つ、これを入れることによって国民健康保険だけではなく、各保険組合、共済組合、協会けんぽそういった所の皆さんとの整合性はどうかと私は考えております。これこそが本当に町民の皆さんが真剣に考えて、繰り入れが必要だ

という事であれば、私は賛成するものでありますが、そういったところもなく、これを認めるというわけにはなりません。また、ことしは一般会計から 5,000 万円の繰り入れで済みます。ではこの国民健康保険特別会計が県のほうに移行する平成 30 年、ここまでの見通しはどうなのでしょう。か。(「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり) そういったところも見通しも立てずに単年度単年度で収支をするために一般会計から繰り入れすることは、私は到底認めることができません。

よって私は町長提案の原案に反対し修正案に賛成の立場での討論を終わります。皆さんよろしくお願ひいたします。

[拍手あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(14 番 岡田 聰君) 議長、14 番。

○議長(野口 俊明君) 14 番 岡田 聰君。

○議員(14 番 岡田 聰君) 私は平成 27 年度大山町一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

一般質問でも申し上げましたが、市町村国民健康保険は、構造的な問題を抱えており、赤字も行政だけの責任とは決して言えないと考えております。その内容としましては、1 つ目、年齢構成が高く医療費水準が非常に高いということでございます。ちなみに、65 歳から 74 歳まで国保は 31.4%もいらっしゃいます。組合健保なんかは 2.6%しか高齢者はいません。さらに 2 番目としましては、所得水準が非常に低いということでございます。加入一人当たり平均所得でございますが、国保の場合は 91 万円に対し、組合健保、これは推計ですが 195 万円と。国保の一人当たりの収入は半分以下でございます。3 つ目に、保険料負担が非常に重いということでございます。加入者一人当たり保険料を加入者一人当たり所得に対する割合で表しますと市町村国保が 9.1%も占めるのに対し、組合健保などは 4.6%、約半分でございます。

したがって赤字が出るのは、国民健康保険の構造的な問題であり、法定外繰り入れは、国民健康保険事業への支援と考えるべきだと思います。このことは厚生労働省も認めておりまして、2015 年度に予定されている健康保険法改正の鍵となります都道府県への、市町村から都道府県への切り替えがメインとなりますが、都道府県が保険者となる、それを引き受ける前提とされているのが、国から国保への財政支援ということでございます。財政支援の拡充でございます。そういうことで厚労省自体も全国の市町村の財政状況、国保の決算状況を調べているようでございます。

ちなみに全国では、1,717 市町村のうち実に 4 分の 3、1,260 市町村が法定外繰り入れを行っています。またこの 1,260 市町村のなかには、赤字ではないにもかかわらず、保険税逡減のため法定外繰り入れをおこなっているところが 662 市町村もあ

るということでございます。

県内でも 19 市町村のうち 11 市町村が繰り入れを行っておりますが、日吉津村などは特に一人当たりの所得が県下で一番高いわけですが、そういう財政的に豊かなところでも国保は赤字でないにもかかわらず、毎年繰り入れを行っております。その結果県下で一番国保税が安いということになってはいますが、大山町は日吉津村の国保の 1.4 倍も高いわけでございます。お隣の琴浦町もそうでございます。非常に国保税が低いにもかかわらず繰り入れを行っております。このことは日吉津村が県下で唯一移住定住者が増えている、人口が増えている その大きな原因のひとつではないかと考えます。大山町が県下でもトップクラスの保険税をこれ以上上げて、さらに住民の生活を苦しくするということは、盛んに移住定住を促進している面から言っても非常に大きなマイナスになると考えます。こういった国民健康保険の構造的な問題への支援ということで 5,000 万円の繰り入れは必要と考え、賛成といたします。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に、原案及び修正案のいずれにも反対される方の発言を許します。発言はありますか。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 議長、4 番。

○議長(野口 俊明君) 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) この議案 27 号に対し、原案にも修正案にも反対の立場で討論をいたします。

この予算には少子化や定住化対策、産業振興など住民のための施策や必ず必要な物もたくさん盛り込まれています。

しかし、今回私が問題にしたいのは、施設管理のあり方と特別会計の予算の支出についてと進学奨励交付金です。

施設管理では、補正予算ではありますけれども大山老人福祉センターが、また当初予算では保健福祉センターなわの屋上防水修繕工事が計上されています。そもそも防水工事は 10 年間の補償書が検査書類と一緒に引き渡されていると思います。期限内に点検の実施を依頼していれば、もっと安価に修繕できたはずですよ。

特別会計予算の支出については、地方自治法の第 209 条の 2 項で特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。とあります。一般の歳入歳出と区別して経理のできていない診療所特別会計には会計上の問題があると思います。

進学奨励交付金についてはこの事業を今のまま継続することは同和問題の解決に

はつながらないと思います。地対財特法もなくなりました。質疑の答弁では、今後
も続けなければならないと言われましたけれども、これまでと同じ方法で継続する
必要はないと思います。進学奨励交付金は一般対策に移行すべきだということを目指
いたします。

それから修正案については、国保特別会計への赤字補てん分を止めるための修正
案ですけれども、これを認めれば国保税の値上げか繰り上げ充用か、借りてくるし
かありません。結局どちらになっても住民の負担が増えることになるので、この修
正案にも反対をいたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案賛成者の発言を許します。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○議長(野口 俊明君) 15番 西山 富三郎。

○議員(15番 西山 富三郎君) 原案に賛成討論をいたします。皆さんは5,000万円
の繰り出し以外は全部賛成のようですが、一部に全部反対の人がいますが、大森議
員と圓岡議員は同和問題に反対だと言いましたが、大森議員は、教師として将来を
担う子どもたちを育ててきました。評判のいい先生だったようです。あなたの教え
子には同和地区の姉弟はいなかったのですか。圓岡さん、法のことを言いますが
も、我々はその場その場の立場で尊敬しあう姿を描いているのですよ。家がきれい
になったから、道路がよくなったから、金持ちになったから差別がなくなるのであ
りません。人間一人一人の心の問題が同和問題の解決です。我々の人生は人探しの
旅です。人探しの旅はお互いが認め合おうではありませんか。

さて、行政とは一般に国民の幸福の相対の増進を目的に法律、条例の枠内で継続
して行われる、市・町・村による試行錯誤であると言われていています。町長や議員は
町民の選挙によって選ばれています。選んでいただいた町民の幸福を実現しなくて
はなりません。地方自治法第138条2項に執行機関の義務がうたわれています。普
通地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の条例予算、その他議会の議決に
基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うと
いうものであります。予算編成にあたっては、国、県、類似団体、関係地域等の実
情資料等により、科学的に綿密に積み上げ査定したものであります。自治体競争の
定義があります。地方自治体がそれぞれの地域性や空間的な特徴などの個性、特色
を生かすことで、創意工夫を凝らした政策を開発し、立ち位置から住民等を獲得を
することであり、議会が民意の反映です。町長は、民意の統合であります。こ
の予算は森田町長が自分一人で、自分の支持者の立場や利益で動いて作ったもの
ではありません。合併以来10年間、取り組んできたことを土台とし、さらなる未来へ
の次世代につなぐ、まちづくりを進めるものと施政方針で示しています。町民福祉

の増進の予算であり、反対する原拠はないと思います。

議員には法律的責任、道徳的責任、説明責任の3原則があります。一般会計から国民会計への繰り出し金は、相互充用として先ほど各議員が申し述べましたが、全国的に充用されています。相互充用と言います。また、二重性格性とも言います。もう少し話し合いをしたらどうですか。責任、ちょっと話し合いが少なかったのではないかと言いますか、昨日議長と話したところ、議長は、執行部は26年度予算等の説明会の時に、繰り出しもあり得るということを説明したと、自分はその書類も持っている、いつでも説明すると言っています。またいらっしゃる議員に、名前は出しませんが、基金が40億50億あるんだから、それを出してですね、施策に活用したらどうですかと、言った方もいらっしゃいますよ。そのようなことで、議会の三原則、法律的責任、同義的責任、説明責任を持てば、一般質問とか、自分の行動の中で判断すべきであると思います。

そして私はこの原案にですよ、反対する人に問いかけたいのでありますが、この予算は無益なものですか、役に立ちませんか。不易性がありますか。はい、これが1点。2つ目は、無駄ですか、過大予算ですか。無駄や過大予算ではないでしょう。3点目に無理ですか、行政上、不可性ですか。不可性という言葉があるんですよ。私はそうではない。公共性があると信じています。公共的と言っているのは、私を主張しつつ、私を自己抑制し、異質な私と私の共存できる関係が成り立つことであります。町民のために皆さん、合意を得ようではありませんか。町村議会には与党野党の関係は無用であります。一人一人が一人一党で、町民党として、是々非々で対応すべきであります。自治体を経営する視点は、住民の創造であります。経営の目的は、顧客の創造であります。議員は謙虚で感謝を忘れず、生活者の目線で清潔でしらがみのない厚生な行財政運営を信条として、きめ細かい施策を積み重ねながら汗をする人が報われるまちづくり、人にやさしいまちづくり、人間尊重のまちづくりを発展し、全国から鳥取県の大山町に住みたいと、このようなことに汗をかくのが我々議員の努めであると考えております。大山の恵みであります人・自然・山も川も草も木も、歴史も文化も先人の遺産であります。遺産を次世代に送る責任が我々議員にもありますし、町民の使命であります。予算は、使命の年輪です。年輪を重ねて大きくなりましょう。合併10周年を肝に銘じ、地方創生元年で英知を競い、顔の見えるまちづくり、我々を選んでいただいた町民の幸福を願おうではありませんか。10周年目ですから川柳を少し披露しておきます。「一筋の道に起伏の10周年」、いろいろ記憶があるもんですね。以上賛成討論といたします。

〔拍手あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に修正案に賛成者の発言を許します。討論はありません

か。

○議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。

○議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。

○議員(1番 加藤 紀之君) 私は修正案に賛成の立場で討論をいたしたいと思いません。

平成26年第4回臨時議会、これは国保税の条例改正の臨時会ですけれども、その際、大森議員は質疑で法定外繰り入れは考えられなかったのかということ質問されました。その際、副町長は受益を受けられるのは被保険者であり、被保険者に負担をお願いしたいというのが、町のスタンスだというふうに答えられております。それからまだ1年も経過しておりませんが、このたび、今回の当初予算で法定外繰り入れをするんだという方針が打ち出されて、我々も非常に戸惑っているのが現実ではないのかなどこのような状況のなかですからもちろん住民の皆さんへの説明が十分になされたというふうには思えない。(「そうだ」と呼ぶ者あり)その際のさらに賛成討論のなかで杉谷議員は法定外繰り入れは、教育費や少子化対策などを我慢することになるんだということをおっしゃってますけれども、この賛成討論しかなかったわけですけれども、これに対して12人の議員は賛成をしたわけですよ。そうなんだなと皆さんが思ったんじゃないのかなあと私はそういうふうに理解するんですけど。さらにはですね、もうさらに1年前の25年度第4回臨時会の国保税条例改正(「静かにお願いいたします」と呼ぶ者あり)同じように大森議員が、税の据え置きは考えなかったのかということ質問された際にですね、住民生活課長は、税の据え置きは将来に負担が先送りになるだけで逆に将来困るんだと、答弁をされています。本町ではですね、米子市に隣接する町村としては、人口減少率が著しく高い数値が予想されている、そういうまちでございます。伯耆町や日吉津村で法定外繰り入れをしているから本町でもやればいいんじゃないかと。こういう考え方ではですね、移住定住促進、少子化対策に本気で取り組んでいるんだ、本気で取り組むまちなんだと、そういう方向から逆に方向転換をすることになりはしないかと私は危惧するわけです。そのような考え方からですね今回の修正案で、5,000万円の法定外繰り出しは削って、本来使うべき少子化対策や移住定住促進策に力を入れていくべきだというふうに思いますので、修正案に賛成いたします。

[拍手あり]

○議長(野口 俊明君) 次に、原案賛成者の発言を許します。

○議員(13番 岩井 美保子君) 議長、13番。

○議長(野口 俊明君) 13番 岩井 美保子君。

○議員(13番 岩井 美保子君) ただいまはたくさんのご意見が出ました。私は原

案に賛成討論をさせていただきます。一言だけでございます。

行政が手を差し伸べるのはいつの時でしょうか。こういう大変困った事態が起きたときに逃げるのではなくて、町民のために繰り返し入れをすることとはどうしても皆さんのために、町民の皆さんのために行政がやっていかなければならないことだと思っております。

それは理屈に合わない部分があるかも知りませんが、じゃないと困っているときにいつ行政は手をさしのべるんですか。今の時期大変な事態を迎えました。今だと思っております。皆様のご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に、原案及び修正案のいずれにも反対される方の発言を許します。発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) はい、次。原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(2番 大原 広巳君) 議長、2番。

○議長(野口 俊明君) 2番 大原 広巳君。

○議員(2番 大原 広巳君) 私は、平成27年度一般会計予算原案に賛成の討論を行います。

一点だけです。国民健康保険には自営業者をはじめ1次産業に従事しておられる方が多く加入されています。長いデフレ下において、皆様が厳しい環境下にあります。町は経済の腰折れを防ぐため、プレミアム商品券を準備していますが、いまここで国保税を4年連続で上げれば、こちらにも悪い影響が出ると思われます。

基金の問題などがありますが、この時期に国保税を上げることは良くないと思います。したがってこの予算に賛成いたします。以上で終わります。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に修正案に賛成者の発言を許します。

○議員(5番 遠藤 幸子君) 議長、5番。

○議長(野口 俊明君) 5番 遠藤 幸子君。

○議員(5番 遠藤 幸子君) 修正案に賛成の立場から発言します。先ほどからいろいろな意見が出ておりますが、私は今年、今、一般会計の方から5,000万円の繰り出しをすることにはちょっと反対をいたします。

今年基金が7,000万あってそれでその上に5,000万円の繰り出しが必要。来年はどうでしょう。再来年はどうでしょう。そういうことももうちょっと考えてみな

いといけない時期じゃないかなと思います。（「そうだ」の声あり）町長は施政方針に健康寿命を延ばすには健康づくりを継続、実践することが基本、全町民の取り組みが27年度の重要課題とおっしゃっています。本当に大事なことです。それには町民が健康づくりにもっと関心をもってくれる、そういうふうにもっていかないとできることではないと思います。町報に乗せたり放送があったり、なかなか関心を持っていただけません。今こそ町民の人にこういう実態を説明して一緒に考えていく時期じゃないかなと思います。（「そうだ」の声あり）以上で修正案の賛成に代えます。

〔拍手あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案及び修正案のいずれにも反対される方の発言を許します。発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に修正案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

27年度の一般会計予算は総額で109億円。5年先には町の収入が8億円から10億円も減ることが予想される中、前年に対して10%も増えた予算であります。

この間、行財政改革で目立った成果もございません。この109億円の予算は3億8,000万円ほど基金から繰り入れをして賄っている予算です。先ほど杉谷議員が、町民の安心安全のための予算だとおっしゃいました。確かに今年は町民の安心安全は確保されるでしょう。しかし、今のような総花的予算、放漫な町財政の経営を続けていて本当に5年先、10年先の安心が確保できるのでしょうか。西山議員は、決して過大な予算ではないと言われました。本当にそうでしょうか。大山町の収入はこれから減っていくばかりなんです。

さて、先ほどから大変議論になっておりますように、国民健康保険は、制度上求められた繰入金などのほか、本来は加入者の保険税で賄う独立採算の予算であります。森田町長が、町長になられた平成21年以降、国民健康保険の特別会計は、毎年赤字決算が続き、この間の累積赤字は4億6,000万円にのびります。平成21年から3年間は、税率は低く据え置かれ、平成24年から段階的に税率は引き上げられているものの、それでも単年度の赤字は続き、国保会計の基金が3億1,000万円、赤字

の穴埋めに使われました。先ほど来、遠藤議員も言われましたが、27年度の国保の財源不足額は1億2,000万円です。合併当初、3億6,000万円以上あった基金は、今回7,000万円を赤字補てんに使ってついに底をつきます。それでも足りない分を一般会計から5,000万繰り出して充当すると。その5,000万もどこから、どこかの予算を削ったものではない、今基金があるから、一般会計の基金を取り崩して、捻出されるものです。国からの交付税収入が今後大きく削減されるなか、負担軽減という名前のもとで、今後いったいどれだけの基金が取り崩されるのでしょうか。私は常々、基金は積極的に使うべきだと申し上げております。しかしそれは、目的が明らかになっている事業に対してであり、また特に教育だったり農業だったり商工業だったり、若者の定住策であったり、未来への投資として基金は使われるべきものだと思います。単なる赤字補てんのために、基金は絶対に使うべきではありません。

原案に賛成の立場の議員の方は、もうこれ以上国保の税額を上げる方はできないという方もおっしゃいました。では一般会計の基金がなくなってもそれでも加入者の暮らしを守るために、負担軽減のための赤字補てんを続けていくのでしょうか。本当にそのことの理解が住民に得られているのでしょうか。将来のことを考えない、人気取りの政策は、結局いつかは破たんしそのツケは必ず後世の人間の肩に重くのしかかってきます。いま町民の方が支払う国保の税額は確かに少なくありません。しかし、その原因である医療費はいったい誰が使ったのでしょうか。他でもない私たち自身です。1年間で、一人平均で35万円。4人家族であれば140万円の医療サービスを受けているのは、私たちなんです。現実問題、今の国保の税額ではそれだけの医療サービスをまかなうには年間で1億2,000万円不足するんです。これを解決するためには議会も町民も一人一人自分の問題として真剣に議論し、負担すべきものは負担する、そういう覚悟と責任が必要なのではないでしょうか。地方の自立、地域の自立が求められる21世紀を生きる私たちは、私たちに今必要なのは行政からの施しや、お情けではないはずです。正しい情報と決定への参画、まさに情報公開と住民参画なんです。私は国保会計への繰り出しを絶対認めないとは言いません。しかし、大山町よりももっと税額が高い市町村もあるなか、国保加入者の適正な税負担は、どれくらいなのか。増え続ける医療費を抑制するにはどうしたらいいのか、町民の意見を聞かないまま、安易に赤字補てんのための繰り出しはすべきではないと考えますので、修正案に賛成いたします。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

○議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。

○議長(野口 俊明君) 11番 西尾 寿博君。

〔「修正案に賛成、提案者ですが」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) う～ん、提案者、いけんこともない・・・。

○議員(11番 西尾 寿博君) この修正案を提案いたしました。その後ですね、質疑があるのかなあというふうに思っていたわけですが、ありませんでしたので、私の意見も少し話したいなと思っております。

この国民健康保険について、こうやって全員の方が賛成反対の意見をおっしゃられる、住民の方はどのように感じたのか、私たち議員はこれによって議会という存在を示していただいたというふうに思っていたかと思っております。中身が見えないまま、あるいは説明が不足しているなか、すんなりと手を上げる議会がよいのでしょうか。皆さんがこうやって議論をされるなかで、本当の姿が見えてきたというふうに執行部も議会もそして町民も思っていると思います。そういう意味では実は国保会計ではなくってですね、介護あるいは診療所、福祉保健のサービスと予算の増額、あるいは一般会計の絡みはますます複雑で難しくなっていくでしょう。その、そういった状況のなか、今私たちは一般会計からの繰り入れということで、初めてですよ、ターニングポイントに立っています。全国で250市町村は未だ繰り入れをしておりません。数年前のデータですので、現在は繰り入れに賛成している市町村もあるかと思いますが、そのしていない市町村は侃々諤々の討議をしながら決定しております。なにもないまま手を上げるなんてものほかに、「そうだ」との声あり) 議会軽視につながると私は考えております。「そうだ」との声あり) そうした意味合いを持ってですねえ、今委員会も私たち常任委員会ですが、そういった中身をしっかりと考えた上で、今回私以外の4人で3対1で否決したものです。

それによってこのような修正案の提出になったわけですが、今後の一般会計の繰り出し額の、繰り入れ額の増額が見込まれるなか、もう少ししっかりとした議論が必要だということを踏まえて、私はこの修正案は必ず通していただきたいと、その上で特別委員会なり執行部との説明もしっかりとされ、住民との説明もしっかりとされ、今後の町政の指針を示していこうではありませんか。以上です。

〔拍手あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

まず本案に対する西尾寿博君ほか5人から提出された修正案についてお諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

○議長（野口 俊明君） 次に原案について、採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。は？ちょっとゆっくり。

原案というのは一般会計、執行部からの提出案であります。先ほど修正案を採決しました。修正案は否決されました。それで今度は原案は一般会計全部、すべてを含めたあれになってきます。

それを採決するわけでありますので、賛成か反対かということであります。これは全体です。

次に、原案について採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） はい、分かりました。起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

〔「休憩」「休憩」と発言するものあり〕

○議長（野口 俊明君） 分かりました。昼前になりました。ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 再開

議案第 28 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから、議案第 28 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

----- . -----
議案第 29 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 29 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に反対の討論をいたします。

旧同和地区の住環境改善のために行われた貸付事業が、その実施過程において問題があったために、返済困難になる方が生まれ、本町においては過年度分の滞納総額が 3 億円にもなっております。担当課は、一人一人の実情調査整理し、解決に向けて努力しているところではありますが、収納の取り組みには、困難があるとはいえ、返済の努力を継続するとともに、今後の具体的な対応策を考えなければならないと思います。

特別な事情をもった本予算ではありますが、その予算編成には、疑問があります。歳入で貸付金元利収入の現年の分は、調定額の 50%しか見込んでありません。また過年度分にいたっては、3 億円のわずか 2.3%にあたる 900 万円しか見込んでありません。やはりこのような予算の組み方は適正ではなく、私はこのまま認めるわけにはいきません。よって本予算に反対するものであります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論は・・・

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 29 号に反対をいたします。昨年の決算でも指摘をいたしましたが、その時の資料によると滞納原因では借受人の死亡 27 件、約 6,800 万円。破産によるもの 11 件で約 2,200 万円だと報告を受けています。最低限この 38 件、約 9,000 万円については筋道をはっきりとすべきだと思います。まじめに一生懸命返済をされている方もおられますけれども、3 億円を超える収入未済額に

対し、平成 33 年度までにどのように解決をされようとしているのか全く分からないので、議案第 29 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 30 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 31 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 31 号に反対をいたします。今回の当初予算書では一般会計繰入金と町債で 1,334 万 6,000 円が計上されていますが、これまでの支出に見合うだけの費用対効果があったのか、そして本当にこの施設が町民のた

めになっているのか疑問に思うので、この議案第 31 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 32 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 32 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 33 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 33 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 33 号に反対をいたします。今回初めてその他一般会計繰入金 5,000 万円を計上されたことは評価をいたしますが、その一方で

人間ドックの対象者を昨年の抽選で漏れた人だけに限るということは、地方自治体の本来の役割である住民の福祉の向上を図ることと相いれないのではないのでしょうか。26年度と同じ750人ではなくても、何らかの方策を講じるべきだと思いますので、この議案第33号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほど圓岡議員の指摘された人間ドックの枠を増やせという部分ですが、これにつきましては、私も一般質問で述べましたように改善すべきというふうには考えますが、私はあえて今回の大山町国民健康保険特別会計の予算に賛成の立場で討論したいと思います。

この国保当初予算は、1億2,000万円の財源不足が見込まれるが、その補填として国保税は税率、税額とも据え置いて、国保基金から7,000万円の繰入れと一般会計から5,000万円の繰入れで賄うというものです。国保加入者の生活実態を考慮すれば、これは当然の措置であり、正しい決断というふうに考えます。

大山町の国保加入者の所得に占める一人当たりの保険料負担率は、健保組合とか、共済組合とか協会健保など、他の公的医療保険の2倍にもなりますし、所得の12%もこの保険料が占めているという実態があります。

この点は岡田議員も先の討論で指摘された部分だと思います。このように国保加入者の保険料負担は、既に限界に達しております。これ以上の増大は収納率の低下や、国保加入者の生活困窮を生みかねません。よって私はこの予算に賛成をします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） はい、分かりました。起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第34号 平成27年度大山町国民健康保険

診療所特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私は議案第34号 平成27年度大山町国民健康保険診療所特別会計に反対の立場で討論をいたします。

本会計はですね、一般会計からの財源補填としての繰入金4,300万あまりが計上されておりましてけれども、この主な原因というのは、大山診療所の赤字分だというふうに私は認識しておりますけれども、この大山診療所に関して固定医の確保が随分長い年月努力をするんだというふうな回答でごまかされてきましたけれども、現実問題には関係団体から固定医の確保は、状況的にも他の地域にももっと問題を抱えている診療所、もしくは地域があり、固定医の確保は大山診療所には難しいという回答をいただいていると私は聞いておりますけれども、そういったことをですね、住民に公表をなされておられないと。そんななかで、このように1,750万ものお金を垂れ流している、この状況が果たして住民福祉の向上につながるのかどうか、非常に疑問ですので、私は反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第34号に反対をいたします。

一般会計でも述べたように一般の歳入歳出と区別して経理のできていない診療所特別会計には会計上の問題があると思いますのでこの議案第34号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私はこの議案に賛成の立場から討論をいたします。この大山診療所特別会計につきましては、赤字続きだからこれは止めてしまってもしかたがないというふうな意見がずっとあるということは承知をしております。けどその理由としまして、先ほど加藤議員も言われたように、ただ単なる赤字だからと今回も1,750万、垂れ流しているという言い方をされましたが、こういう医療機関につきましては、赤字だからという理由だけで、片づけてしまう問題ではな

いと思います。命と健康を守る医療機関です、大山診療所は長い歴史をもっております。大山町のなかでも集落も十数集落あって、人口も 2,000 人ほどでしたでしょうか、抱えています。

そういう地域性、特色ある地域性があります。もしも大山診療所がなくなった場合、大山地区に住んでいる人たち、私も含めてですけども、本当に不安でならないと思います。大山口に下りればいいじゃないかというふうなことも言われる方があります、いとも簡単に。高齢者になってから、大山口まで行くっていうのは、非常に遠いわけです。私のおふくろもかかっていますが、やっぱり近いから行くわけで、そして安心して今も 88 歳超えて、米寿の祝いをして健康に過ごしています。やっぱりそういう安心のよりどころとして存在する大山診療所です。これは現在、固定医がないということもあって、赤字体質から脱していないということもありますけども、経済性を越えた存在として私は必要だと、いうふうに確信しております。そしてですね、これは大山地区、ほとんどの方の願いでして、先ほど 3 週間ほど前ですか、署名をもってほとんどの世帯から得られた署名をもって、まちづくり会議大山の役員さんも町長のところに要望に行かれたところなんです。これは議会のほうにも出ておるわけですが、そういう要望は本当に大切にしてほしいというふうに思います。

また、行政のほうもこの間示されましたけども、この大山診療所を何としても活性化しよう、利用しようということで、いろいろと考えていらっしゃいます。固定医の確保は、確保するよう努めるということはもちろんですけども、ここを健康センターとしての機能を持たせてはどうかとか、いうふうなことも説明がありました。そういう努力を私大いに期待しております。それによって、赤字からの脱却もあればいいなというふうに期待するものですし、とにかく地域の医療の拠点センターとして重要だということを再度強調して賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 35 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 36 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 36 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 36 号に反対をいたします。

議案第 13 号でも述べたように安倍内閣はアベノミクスで 2.7%もの物価上昇を引き起こしておきながら、年金はこの 4 月から 0.9%しか引き上げず、実質の削減を行います。そこに介護保険料の天引きです。今後の生活に不安を訴えられる方もおられます。また介護報酬も 2.27%引き下げになりました。その一方で介護職員の賃金を月 1 万 2,000 円引き上げという話もあります。ひとつの自治体で解決できる問題ではありませんが、そういう声を届けるためにもこの議案第 36 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 37 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 38 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 39 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 39 号 平成 27 年度大山町風力発電事業

特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第39号に反対をいたします。

保育所の生活発表会で、どこかの保育所がアリとキリギリスをします。必ずといっていいほどどこかがするんです。まさにこの風力発電の特別会計のようではないでしょうか。キリギリスのように将来への危機への備えを怠ると、その時が来た時に非常に困ることになるので、アリのように将来の危機のことを常に考え、行動し、準備をしておくべきだと思います。委員会でもいただいた説明資料でも、平成34年度には、積立額の累計が撤去費用を上回る計算であるとされていますけれども、その前提は予期せぬ故障もあるので確実ではないともされています。

私は、県の新エネルギービジョンに基づけば、建てた時点から解体のために毎年1,000万円の基金造成をする必要があると思っていますので、この議案第39号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 風力発電は名和町時代に建設したものです。現役議員は今私一人です。反対があるのに賛成討論だししなかったかと、旧大山町の人には怒ると思います。賛成討論いたしますが、アリとキリギリスではないんです。鳥の目、虫の目という例えもあります。名和町時代には、大山の雄姿、端然たる日本海に学び、自然を守り豊かな人間性のシンボルとして建設しました。今大山のめぐみを受け継ぎ、自然豊かなまちづくりのシンボルの一つです。自然豊かなまちに、人情豊かなまちになってくれよという名和町時代の思いもありますし、風力発電がそのシンボルとして子供たちの原風景になっています。小学校の学芸会、いいじゃないですか。ね、大山の自然を守るシンボルに皆さん賛成をしてください。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 40 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 40 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 41 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 41 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 41 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 42 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 42 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
議案第 43 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 43 号 平成 27 年度大山町水道事業会計
予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号は委員長の報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第 42 議案第 58 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 42、議案第 58 号 平成 26 年度大山町一般会計補正
予算（第 13 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 58 号 平成 26 年度
大山町一般会計補正予算(第 13 号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、多子世帯応援クーポン券発行事業実施、寄附金の増に伴うふるさと応援
基金事業の増、また決算見込みにより、各款において増減調整が生じたことなどに

より、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を追加の提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第13号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,471万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億8,883万円とするものであります。

次に、第1表の歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第35款地方交付税は、605万8,000円の追加で、額の確定に伴い特別交付税を追加いたしております。第70款寄附金は250万円の追加で、ふるさと応援寄附金を追加いたしております。第80款繰越金は2,673万2,000円を計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

各款ともほとんど決算見込みによる減額であります。今回の補正で増額補正いたしました主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第10款総務費第5項総務管理費の一般管理費でふるさと応援寄附金の増に伴う記念品、通信運搬費、積立金計390万円を追加いたしております。第15款民生費第10項児童福祉費の児童福祉総務費で、多子世帯応援クーポン券発行事業30万4,000円を新規計上いたしております。第30款農林水産業費第5項農業費の農業施設運営費で、夕陽の丘神田特別会計繰出金316万5,000円を追加いたしております。

次に予算書6ページの「第2表繰越明許費補正」であります。多子世帯応援クーポン券発行事業30万4,000円を追加、実績に伴いナラ枯れ駆除委託料と地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業それぞれ減額いたしております。

最後に予算書7ページの「第3表地方債補正」であります。実績に伴い辺地対策事業債と過疎対策事業債をそれぞれ減額いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑の前に、本日総務課長がインフルエンザのために欠席しております。総務課長の部分の説明は、副町長が行います。よろしくお願ひいたします。

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 8ページに財政調整基金積立金7,500万円が減額ということになっていますが、この減額が、この前では確か増になっていたでないかと思ったりしますが、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（野口 俊明君） ちょっと、野口議員。もう少しマイクを・・・お願ひします。

○議員（9番 野口 昌作君） ごめんなさい、分かりました。それから12ページで、夕陽の丘神田特別会計繰出金316万5,000円でございますが、これはどういよう

なことの繰出しかということをお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それぞれ担当よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 野口議員さんからご質問がありました積立金の関係でございますが、来年度に繰り越す財源確保のために、積立する基金を取りやめて予備費に取りあえず充当し、翌年度に充当し、するために確保するものでございます。不用額については来年度、不用額っていうか使わなかった財源については、来年度予算化させていっていききたいというふうに思っています。以上です。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 次のご質問でございます夕陽の丘神田特別会計の繰出金でございますが、議案第 59 号で内容につきましてはご説明させていただくことになろうかと思いますが、同特別会計の事業額の確定、及びその財源として予定をしておりました辺地債の枠の確定に伴いまして、財源調整を行うために一般会計からの繰出金を増額とさせていただいたものであります。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 第 2 表の繰越明許費でですね、ナラ枯れ駆除委託料、これが 3,289 万 4,000 円が 1,275 万 7,000 円と半分以下に減っていると思うんですが、その理由についてお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 繰越明許でお願いをしたのが 1 月の補正で出せていただいたところでございますけども、事業の実施状況なり年度内完成の見込みもございまして、今回減額をさせていただいたところでございます。当初は、全額繰越という形で繰越の限度額を定めておりましたけど、年度内執行分については支払うという形をとる関係上、このような形での減額ということになったところでございます。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 43 議案第 59 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 43、議案第 59 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 59 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 43 万 5,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,300 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第 10 款繰入金を 316 万 5,000 円の増額、第 20 款町債を 360 万円の減額といたしております。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費を 43 万 5,000 円の減額といたしており、主なものは仮設トイレリース料及び屋外トイレ設置工事設計委託料の減額などであります。

第 2 表地方債補正であります。辺地対策事業債を 360 万円減額し、起債限度額を 670 万円といたしているところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 44 議案第 60 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 44、議案第 60 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 60 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,472 万 4,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 5,033 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金 1,472 万 4,000 円の減額は、歳出の減額に伴う調整によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 62 万 4,000 円の減額は、主に職員給与の精査によるものであります。

第 10 款医業費 1,410 万円の減額は、主に医薬材料代、検査委託料等の支出見込みの精査によるものであります。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 4ページでですね、需用費の医薬材料代が1,100万円減額になっておりますが、だいたい医療費が減額になったということのなかで、一般会計からの繰入金の減額が1,400とありますけども、医療費のほうのこれが医薬、材料代が減ってその分減額になって、いわゆる医療費っていうのですか、診療費っていうのですか、診療収入のほうの減額というものは見込まれていないものでしょうか。その点をお伺いいたします。
- 保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。
- 保健課長（後藤 英紀君） ご質問にお答えいたします。診療報酬の減額につきましては、だいたい2カ月遅れてこの実績がまいりますので、現在のところまだ2月、1月までのものでありまして、これも5月までに確定し次第、減額のほうさせていただくというふうにしております。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。
- 議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 医薬材料代が、まあ1割弱減額しているわけですけど、総額のですよ。総額の中で1割弱減額していますが、見込みと違っておったということなんだろうが、現在もですね、問題のある会計ですので、ちょっと聞きたいんですが、診療所は各診療所、少しずつ減っています。大山口診療所は、若干横ばいということなんですが、大山診療所は減りが最近激しいというふうになっております。
- まず、200万円の減、300万の減、600万の減ということで規模的には、大山診療所は名和の3分の1、大山口診療所の外来数で言うと、5分の1、そのなかで割でいうと多いわけですが、その辺の説明をお願いできませんか。
- 保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。
- 保健課長（後藤 英紀君） 医薬材料代につきましてはの減額についての説明でございます。名和診療所につきましては、減額300万としております。当初予算に比べましておよそ7%の減、それから大山診療所が200万円の減でおよそ10%の減、大山口診療所につきましては、600万円およそ7%の減ということで、当初は診療にかかります方、少し多めに見込みまして不足することがないようにしておりますので、

現在支出を見込みましたところこれだけの減額ということになります。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 見込みというのはですね、まあ当初から少なく見積もったのではないかなというふうに思いますが、だいたい予算みるとほとんどそうなので、それに、あるいはアップする場合には目標が到達したということですが、これを見ると低く見積もったのにも関わらず、それ以上に下がったというふうに取りせんこともないわけですが、そういった意見に対してはどのような気持ちをお持ちでしょうか。お持ちですか。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） お答えいたします。診療にあがりましては突発的なこともございまして、そこで急に予算を増やすということ、対応が遅れましてもいけませんので、当初は昨年度、一昨年度、決算等の実績を踏まえながら考えられるべき予算を組んでおります。減額につきましては、そういったものを見込みましてこのたびの補正とさせていただきます。

最大限のこと、決算等見込み、そして今後のあり方を見込みますと、この額となるようにと。当初予算で組んだところでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 45 諮問第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 45、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに辻田稔子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

辻田さんは、長年にわたり小学校の教員を勤められ、この間同和教育推進教員や鳥取県人権副読本「はばたき」の編集委員など同和教育の進展にもご尽力いただきました。退職後は、スクールソーシャルワーカーとして児童・生徒に係る様々な問題に家庭や関係機関と連携して解決にあたってこられ、人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であり、適任と考え推薦するものでございます。

なお、発令期間は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第 1 号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。休憩いたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

再開しますが、審査に先立ちまして執行部より数字の訂正の申し出がありました。この内容につきましては、先ほど討論されたなかで、野口議員、加藤議員の発表されました数字が間違っていましたので、その部分を執行部のほうより訂正させてくれということでもありますので、議長としてこれを許可いたしました。発表させます。報告させます。後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） はい。先ほど議員の方から発言いただきました大山診療所の赤字部分の金額につきましてであります。発言のなかで4,000万の赤字ということで大山診療所分をご発言がありました。この4,000万と言いますのは、3診療所及び診療所事務局の会計すべて含めたものでございまして、大山診療所だけに限ったものではございませんで、そのあたり誤解があってはなりませんので、こういう発言をさせていただきたいと思っております。

ちなみに大山診療所につきましては約1,750万というところになっています。以上です。

○議長（野口 俊明君） 先ほどの皆さま方の報告されました数字は今の数字に訂正したいと思います。

日程第46 陳情第1号から日程第47 陳情第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第46、陳情第1号 教科書採択改善のために総合教育会議（設置）の準備に関する陳情についてから日程第47、陳情第2号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情についてまで2件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい、議長。ただいま議題となりました、陳情第1号と第2号について、教育民生常任委員会で3月12日に委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

まず、陳情第1号 教科書採択改善のために、総合教育会議（設置）の準備に関する陳情についてですが、地方教育行政法の改正で、「総合教育会議」が設置されることとなりますが、教科書採択の職務は教育委員会に置くことが想定されています。現在でも教育基本法の本旨にのっとり教科書選定が行われており、政治的に勧告

すべきではありません。

採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

次に、陳情第 2 号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情であります。教科書を採択した理由等を公表するようにとのことですが、これはすでに平成 26 年 4 月改正の教科書無償措置法により、規定されています。また、現在の採択方法で政治的中立が保たれており、陳情者の示されるような定量評価を議会として示すべきではないと判断しました。採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

以上で、陳情第 1 号及び第 2 号の審査結果の報告を終わります。

陳情第 1 号

○議長（野口 俊明君） これから陳情第 1 号 教科書採択改善のために総合教育会議（設置）の準備に関する陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから陳情第 1 号を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、陳情第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第 2 号

○議長（野口 俊明君） 次に陳情第 2 号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は、不採択することに決定しました。

日程第48 委員会の調査結果の報告

○議長（野口 俊明君） これから、日程第48、議会基本条例調査特別委員会の調査結果報告を議題にします。

議会基本条例調査特別委員会委員長 岡田 聡君。

○議員（岡田 聡君） 議会基本条例調査特別委員会報告書

平成27年3月24日

大山町議会議長 野口 俊明 様。

議会基本条例調査特別委員会委員長 岡田 聡

平成25年6月28日に設置された本委員会で議会基本条例について、下記のとおり調査研究を行ったので、会議規則第77条の規定に基づき、報告し調査を終了します。

記

- 1 委員会の開催 平成25年8月8日～平成27年3月16日 計12回
- 2 行政視察 平成25年10月15日、北海道夕張郡栗山町、「栗山町における議会改革と議会基本条例の特徴」
- 3 勉強会 平成25年11月22日、鳥取大学地域学部地域政策学科教授 永山正男氏「議会基本条例と議会の活性化」
- 4 研修会 平成25年11月25日、鳥取県町村議会議員研修会、山梨学院大学法学部政治行政学科 教授 江藤俊昭氏「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」
- 5 住民説明会 平成27年2月20日 19:00～保健福祉センターなわ、出席者13名

6 調査結果

(1) 議会基本条例とは

地方分権時代にふさわしい議会のあり方や議会・議員の担うべき役割等を明らかにするとともに、議会改革の推進と活性化をはかるため、その基本的理念や方向性を示し、議会・議員の活動原則や町民と議会との関係、町長等と議会との関係などを定める条例である。

(2) 条例制定の必要性

大山町議会では、合併直後から議会改革や活性化の重要性を認識して取り組んでおり、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる取り組みを行う決意を町民に対して示す必要がある。

(3) 大山町議会基本条例

(別添 大山町議会基本条例(案)のとおり)

大山町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会の関係(第4条・第5条)

第4章 議会と行政の関係(第6条—第9条)

第5章 自由討議の活性化(第10条)

第6章 委員会の活動(第11条)

第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条—第15条)

第8章 議員の政治倫理、定数及び待遇(第16条・第17条)

第9章 最高規範性と見直し手続(第18条・第19条)

附則

前文

地方議会は、憲法に基づき議会に議決権を与え、町長に執行権を与える二元代表制のもと、町長及び執行機関とは緊張関係を維持しながら政策等の立案・決定・執行・評価について、論点及び争点を明確にし、監視機能及び立法機能を十分に発揮し、地方分権の時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指す重要な役割がある。

議会は自治体の自己決定と自己責任が拡大するなかで、議員間の自由闊達な討議により、積極的な政策立案や政策提言を行う議会へと改革していかねばならない。

大山町議会は、町民の代表機関として、大山の豊かな自然と由緒ある歴史・文化を後世に引き継ぐために公平・公正で透明性ある議会づくりに努め、大山町にとって最良の意思を決定することで、町民の福祉向上と大山の恵みを生かした活力ある地域社会の発展を果たす責務がある。

大山町議会は、憲法及び地方自治法を遵守して、町民に開かれ協働する議会、町民に信頼され活力ある議会を実現するため、規範となるこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、町民の代表としての大山町議会（以下「議会」という。）及び議員の活動における基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応える議会を実現し、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性を確保し、町民に開かれた信頼される議会を目指す。
- (2) 町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長及び執行機関（以下「町長等」という。）の行政運営を監視及び評価する。
- (3) 町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、積極的な広報・公聴活動等町民参加の機会の拡充に努めるとともに、決定した事項等について、町民に対して説明責任を果たすこと。
- (4) 審議や議論が活発に行われるよう、議会運営や調査・研究機能の充実を図り、もって、政策提言、政策立案等を強化する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 町民の負託を受けた立場を常に自覚し、町勢の発展と町民福祉の向上のために職務を遂行する。
- (2) 自らを律し品位を重んじ、公正かつ誠実に活動する。
- (3) 議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の責任ある自由な討議を尊重する。
- (4) 町政の課題全般について、町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、町民の代表に相応しい活動を行う。

第3章 町民と議会の関係

(情報の公開)

第4条 議会は、本会議、常任委員会等の会議を原則として公開する。

2 町民に対し積極的にその有する情報を開示・発信し、情報の共有を推進し透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすよう努める。

3 公開は、傍聴制度及びケーブルテレビ中継、インターネット配信、議会だより、議会報告会等を積極的に活用する。

(町民参加)

第5条 議会は、町民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を生かし町民参加の推進を図る。

2 請願または陳情及び意見交換会等が出された提案（以下「町民提案等」という。）を、町民からの政策提言と位置付け、その審議等にあたっては、必要に応じてこれら提案者の意見を聞くよう努める。

3 議会は、町民、町民団体に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換会等を開催する。

4 議会は、地方自治法に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、町民の意見や専門的識見を町政に反映させるよう努める。

第4章 議会と行政の関係

(町長等との関係)

第6条 議会審議において議会と町長等は、共に町民を代表するものであり、互いの権能を尊重しかつ緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会と町長等との緊張関係を保持するために、政策の立案や執行に関わる審議会等の委員に議会からは就任しないものとする。

3 議会の一般質問は、広く町行政等の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

4 議会における審議や議論を深めるために、町長等は議員の質疑又は質問に対して、議長の許可を得て反問することができる。ただし、質疑、質問等の論点整理に限るものとする。

(議案審議及び政策提言等)

第7条 議会は、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等を行うとともに、政策提言を行う。

2 議会は、町長が提案する重要な計画、政策、事業（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点及び情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、町長に対し、次の各号に掲げる事項の資料の提出及び説明を行うよう求める。

(1) 政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

3 議会は、重要な政策等の提案を受けた時は、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算及び決算における政策等説明資料の作成)

第8条 議会は、町長が予算案及び決算案を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、町長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策等の説明資料を作成するよう求める。

(議決事件の追加)

第9条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、次のとおり定める。

- (1) 基本構想（大山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止。
- (2) 基本計画（前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、大山町の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止。
- (3) 町が他団体と結ぶ提携または協定のうち特に重要なもの。

第5章 自由討議の活性化

(・・・・・・議員が発言取り消しを申し出た発言、361字削除・・・・・・)

○議長(野口 俊明君) 委員長さん、自由討議、第10条からいられないけません。

○議会基本条例調査特別委員会委員長(岡田 聰君) 失礼しました。ただいまちょっとだぶって読み上げました。

(自由討議の保障と合意形成)

第10条 議会は言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の責任ある自由な討議を中心とした運営を行う。

2 議会は、常任委員会及び特別委員会等において、議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において自由討議を尽くして合意形成に努める。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、社会・経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会を設置する。委員会は専門性と特性を生かして適切な運営

を図る。

2 委員会は、議員相互間の活発な討議を通じて、政策、条例、意見書等の政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努める。

3 委員会は、町民と自由に意見交換を行う懇談会等を積極的に開くよう努める。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力、そして行政監視能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図る。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室の充実)

第14条 議会は、議員の調査・研究に資するため議会図書室の充実を図る。更に、これを議員のみならず、町民、町職員の利用にも供する。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る情報を議会の視点から、町民に対して積極的に公表するとともに、周知するよう努める。

2 議会は、議案に対する議員の態度を公表するなど、議会広報の充実を図る。

第8章 議員の政治倫理、定数及び待遇

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、別に定める大山町議会議員政治倫理条例を遵守しなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第17条 議員定数及び議員報酬は、それぞれ別に条例で定める。

2 議員定数又は議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来展望、町民の多様な意見を考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬に関する条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会または議員が提出する。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、遵守しなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第19条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

先ほど第2条から第3条間違っって読み上げました。削除、よろしく申し上げます。

以上、よろしくご審議ください。

○議長(野口 俊明君) ただいま議会基本条例調査特別委員会委員長より条例の報告がありました。条例案の第2条の2行目の冒頭に(1)が抜けておりますので訂正いたします。これにつきましては、第2条の第1号は公平性、透明性を確保し、町民に開かれた信頼される議会を目指す。これが第1号となります。第1項につきましては、第2条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。これが第1項でございます。

同じく発議案の第1号の第2条の2行目につきましても、この行が第1号(1)でございます。これが洩れておりますので、訂正いたします。

なお、先ほど委員長が報告の中で重複した部分がありました。議事録におきましては、これを調整して議事録を作成いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 異議がないということでございますので。そういたしますと、これで議会基本条例調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第49 発議案第1号

○議長(野口 俊明君) これから、日程第49、発議案第1号 大山町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。発議者 岡田 聡君。

〔「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 休憩します。

午後2時46分

午後2時47分

○議長(野口 俊明君) 再開します。先ほど私が報告しましたとおり、皆さんのお手元には再度1号が入ったものをお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

これから、日程第49、発議案第1号 大山町議会基本条例の制定についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。発議者 岡田 聰君。

- 議員（岡田 聰君） 発議案第 1 号 大山町議会基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び大山町議会会議規則（平成 17 年大山町議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 24 日提出、提出者 岡田 聰、野口 昌作、吉原 美智恵、杉谷 洋一、西尾 寿博、岩井 美保子、大森 正治。

発議案第 1 号 大山町議会基本条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

地方分権や地方創生の時代に入り、地方自治体の独創性が求められるなか、地方議会の果たすべき役割や責任もますます高まってきています。

大山町議会では、合併直後から議会改革や活性化の重要性を認識して取り組んでおり、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる取り組みを行う決意を示すものであります。

条文につきましては、先ほど議会基本条例調査特別委員会の報告で申し上げたとおりであります。

以上で、発議案第 1 号の提案理由の説明を終わります。

- 議長（野口 俊明君） これから発議案第 1 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（野口 俊明君） 起立全員です。

したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第 50 発議案第 2 号～ 日程第 52 発議案第 4 号

○議長（野口 俊明君） これから、日程第 50、発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてから日程第 52、発議案第 4 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで計 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。発議者 議会運営委員会委員長 吉原美智恵君。

○議員（吉原 美智恵君） 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成 27 年 4 月 1 日に施行される、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、現在の教育委員長と教育長が一本化され、（新）教育長が置かれることにともない、議会委員会条例の該当箇所を改正するものであります。

なお施行日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としていますが、経過措置として、同法附則、第 2 条第 1 項の規定により、現在の教育長の任期中に限り、従前の例により在職するものとされています。従って、現在の教育長の任期中においては、この条例による改正後の第 19 条の規定は適用せず、改正前の第 19 条の規定は、なおその効力を有するものといたします。

以上で、発議案第 2 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして発議案第 3 号の説明をいたします。

発議案第 3 号 大山町議会政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町議会政治倫理条例第 4 条の政治倫理基準に、議会又は委員会における発言の基準を追加するものであります。

以上で、発議案第 3 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして発議案第 4 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明をいたします。

先ほど可決されました、大山町議会基本条例第 6 条第 4 項において、町長等の反問権が定められておりますので、会議規則でも同様の規定を設けるものです。

以上で、発議案第 4 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 次に発議案第3号 大山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 次に発議案第4号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----・-----
〔「議長、動議を提出します」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 3月5日の本会議で総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号であります集团的自衛権関連法案を国会に提出しないように求める請願書については、常任委員会のほうで継続審査というふうになりましたが、それを会議規則第46条第1項の規定によりまして、4月20日までに審査を終了するよう期限を付けることを希望します。

○議長（野口 俊明君） ただいま大森 正治君から総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、4月20日までに審査を終了するよう期限を付けるとの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更しただちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。従って日程に追加することは否決されました。

-----・-----
日程第53 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 請願第1号）

○議長（野口 俊明君） 日程第53、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、請願第1号 集团的自衛権関連法案を国会に提出しないように求める請願書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
-

日程第 54 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 請願第 2 号）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 54、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、請願第 2 号 請願書「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
-

日程第 55 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 請願第 3 号）

- 議長（野口 俊明君） 日程第 55、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、請願第 3 号 請願書「大山診療所の存続と固定医の配置を求める請願」について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
-

日程第 56～60 閉会中の継続調査について

- 議長（野口 俊明君） 日程第 56、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 60、議会運営委員会の閉会中の継続調査までを一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、

議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） お諮りします。先ほど大森議員が出された総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、4月20日までに審査を終了するよう期限を付けることの動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることは否決されましたが、予定していた議案を全部終わりましたので、ここで大森正治君から出された動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「休憩」「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 休憩します。

午後2時59分 休憩

午後3時 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。もう一度繰り返します。

先ほど大森議員が出された総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、4月20日までに審査を終了するよう期限を付けることの動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることは否決されましたが、予定していた案件が全部終わりましたので、ここで大森正治君から出された動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。従って日程に追加することは否決されました。この動議は審議未了で廃案といたします。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。平成 27 年第 3 回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 3 時 3 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 野口 昌作

署名議員 近藤 大介